

中部新国際空港の整備に伴う空域整備等に関する覚書

空制第 441号  
教訓第6200号  
平成8年12月12日

運輸省航空局長 黒野 匡彦



防衛庁教育訓練局長 栗 威之



運輸省と防衛庁は、「中部圏空域利用調整会議（平成7年10月6日設置）」における調整を踏まえ、下記のとおり合意する。

記

- 1 中部新国際空港に係る空域等については、次のとおり計画するものとする。
  - (1) 中部管制圏については、中部新国際空港の標点から半径5海里の円内で3,000フィート以下の空域として設定する。
  - (2) 中部新国際空港南側の特別管制区については、次のとおり設定する。
    - ア 初期離陸上昇経路及び最終進入経路部分の空域を対象に設定する。
    - イ 水平方向の範囲については、上記アの経路の中心線から両側に2海里の幅を有したものとする。

ウ 垂直方向の範囲については、上記アの経路における飛行高度帯の上下に少なくとも500フィートの幅を有したものとする。

(3) 中部進入管制区については、別図第1のとおり設定する。

(4) 中部新国際空港に係る標準計器出発方式、標準到着経路及び待機経路並びにこれらに接続する経路のうち、現行の明野進入管制区、浜松進入管制区、K訓練／試験空域等に関係するものについては、別図第2のとおり設定する。

2 明野飛行場に係る空域等については、次のとおり計画するものとする。

(1) 明野進入管制区については、別図第3のとおり改正する。

(2) 明野飛行場に係る現行の標準計器出発方式のうちAKENO REVERSALについては、中部新国際空港に係る到着機の経路との整合を図るため、別図第4のとおり改正する。

なお、KOWA ONE DEPARTUREについては、現行方式どおりとする。

(3) 運輸省は、現在、明野飛行場周辺空域において、自衛隊の航空機操縦者の基本教育及び練成訓練が行われている現状を理解し、中部新国際空港開港後も引き続き当該飛行場周辺空域において基本教育及び練成訓練が従前どおり実施できるよう特に配慮するものとする。

なお、運輸省と防衛庁は、このための具体的方策について、別途協議して定めるものとする。

3 浜松飛行場に係る空域等については、次のとおり計画するものとする。

(1) 浜松進入管制区については、別図第5のとおり改正する。

(2) 浜松飛行場に係る現行の標準計器出発方式及び標準到着経路のうち、KOWA DEPARTURE、HAMAMATSU REVERSAL及びHAMAMATSU Nr2 ARRIVALについては、中部進入管制区及び浜松進入管制区における管制業務の円滑化を図るため、別図第6のとおり改正する。

4 K訓練／試験空域については、次のとおり計画するものとする。

(1) K訓練／試験空域については、別図第7のとおり改正する。

(2) 運輸省と防衛庁は、K訓練／試験空域と中部進入管制区が隣接することとなる点に鑑み、これらの空域における航空交通の更なる安全性の向上を目的とした措置に関し、別途協議して定めるものとする。

5 名古屋空港に係る管制業務の運用等については、次のとおり計画するものとする。

(1) 運輸省は、中部新国際空港開港時に名古屋進入管制区を廃止するものとし、今後、運輸省と防衛庁は、名古屋空港に係る管制業務の運用方法等について協議して定めるものとする。

(2) 運輸省と防衛庁は、名古屋空港に係る現行の標準計器出発方式、標準到着経路及び待機経路並びにこれらに接続する経路については、中部新国際空港開港時の名古屋空港に係る航空交通特性等の細部が明確に想定されるに至った時点で、廃止を含め、そのあり方について協議し結論を得るものとする。

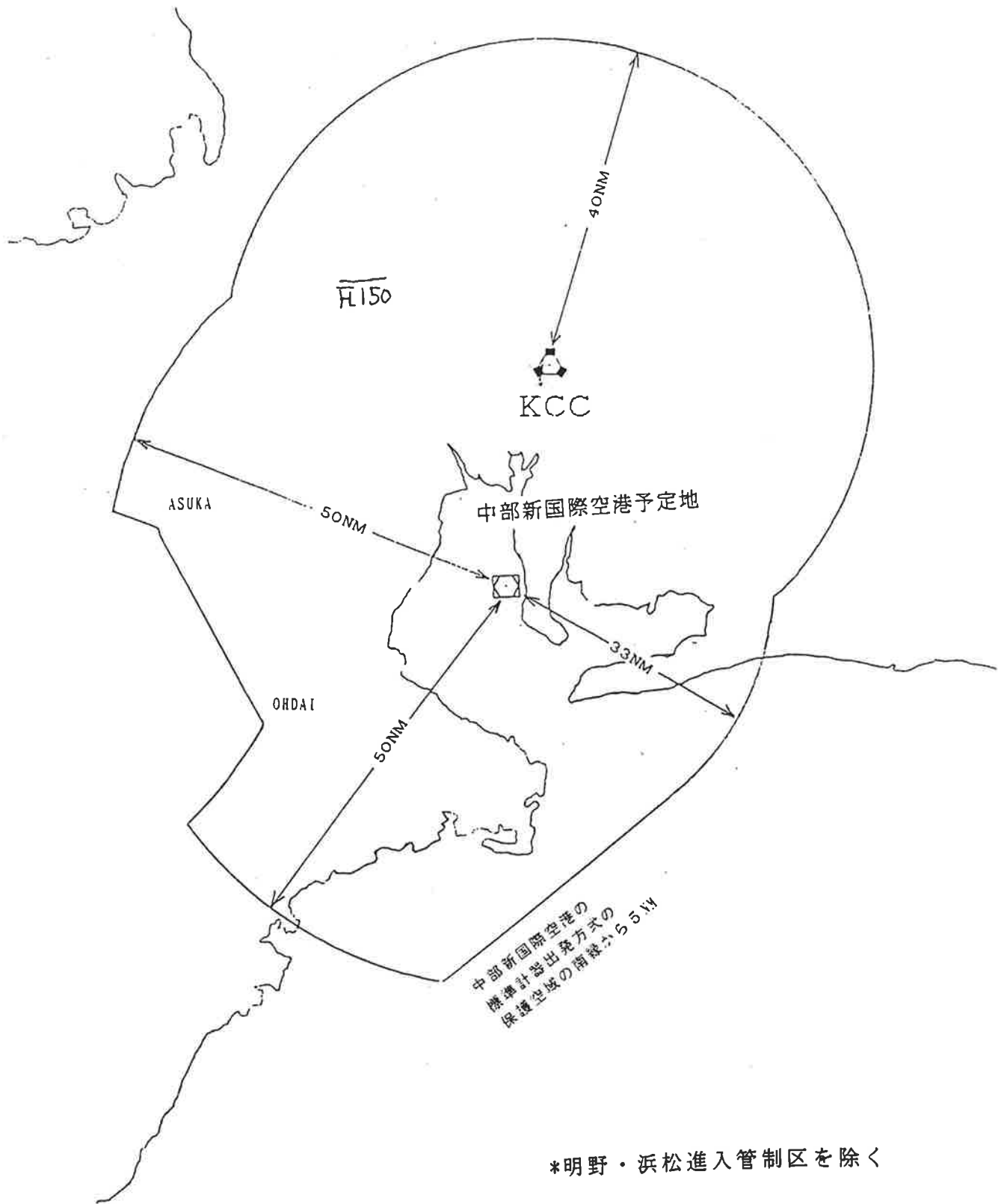
6 運輸省と防衛庁は、中部圏の限られた空域の中で、民間航空が必要とする空域と防衛庁が基本教育、練成訓練、試験飛行等のために必要とす

る空域とが重複することを認識し、これら空域を有効活用するための施策について、別途協議して定めるものとする。

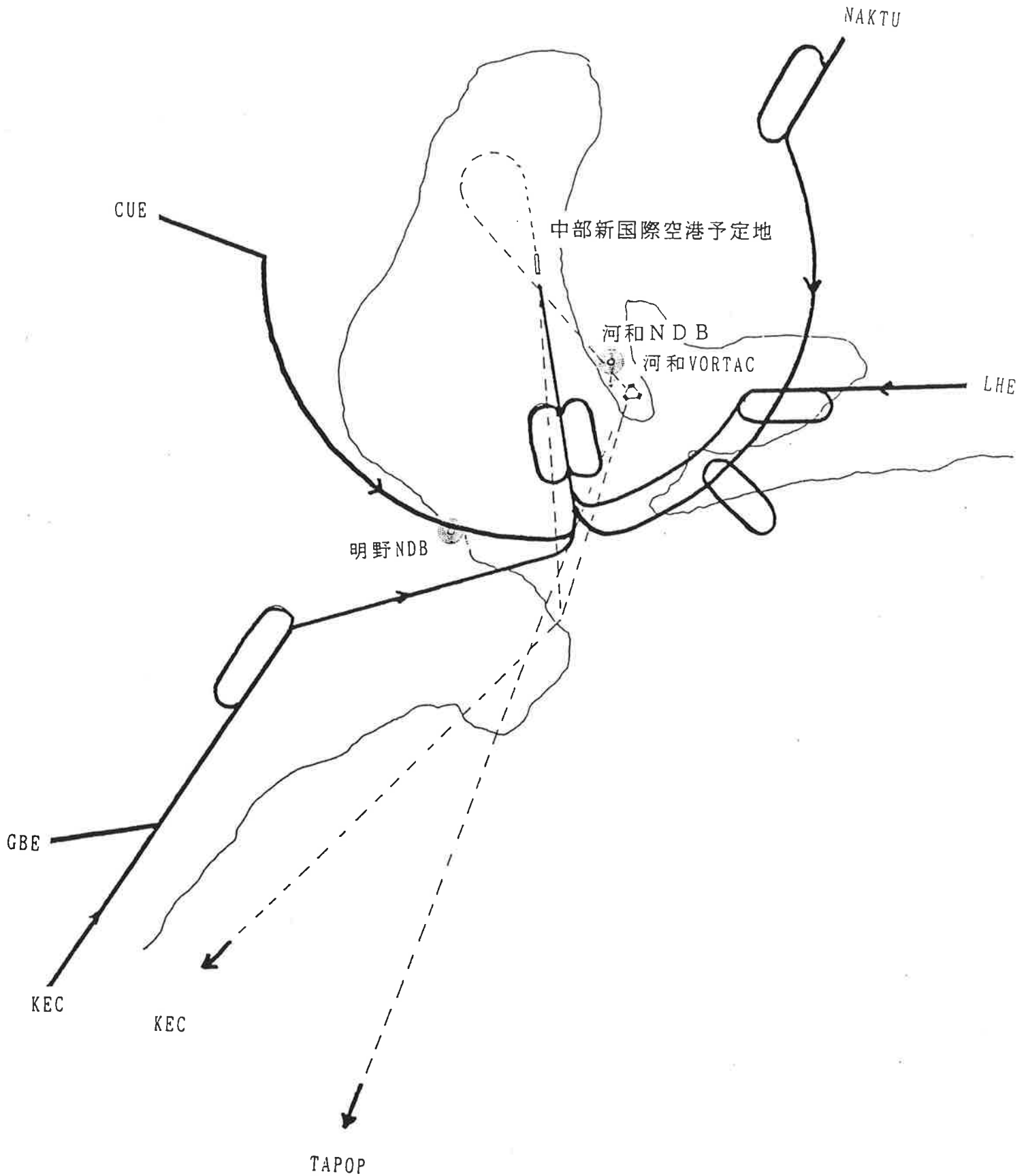
## 7 その他

- (1) 運輸省と防衛庁は、中部進入管制区、明野進入管制区及び浜松進入管制区並びにその周辺空域における民間機及び自衛隊機の円滑な運航を確保するため、業務移管等に必要な機器等の整備及び運用に関して協議して定めるものとする。
- (2) 運輸省が、中部新国際空港の整備計画及び運用方法の策定または変更を行う場合、運輸省と防衛庁は、自衛隊の業務に影響を及ぼすおそれのあるものについて協議するものとする。
- (3) 運輸省と防衛庁は、中部新国際空港の開港時迄に明野飛行場に係る標準計器出発方式の設定に必要な航空保安無線施設の設置又は移設について協議するものとする。
- (4) 本覚書は、現行の航空交通流、航空保安無線施設、航空機材、航空機搭載航法機器等を前提としているが、今後これらの状況の変化等も予想されることから、運輸省と防衛庁は、必要に応じて本覚書の内容について見直しを行うものとする。
- (5) 運輸省と防衛庁は、中部新国際空港の供用開始までに行う空域の運用に関するシミュレーション及び飛行検査の結果に基づき、本覚書の内容について改めて協議するものとする。

中部 進入 管制 区



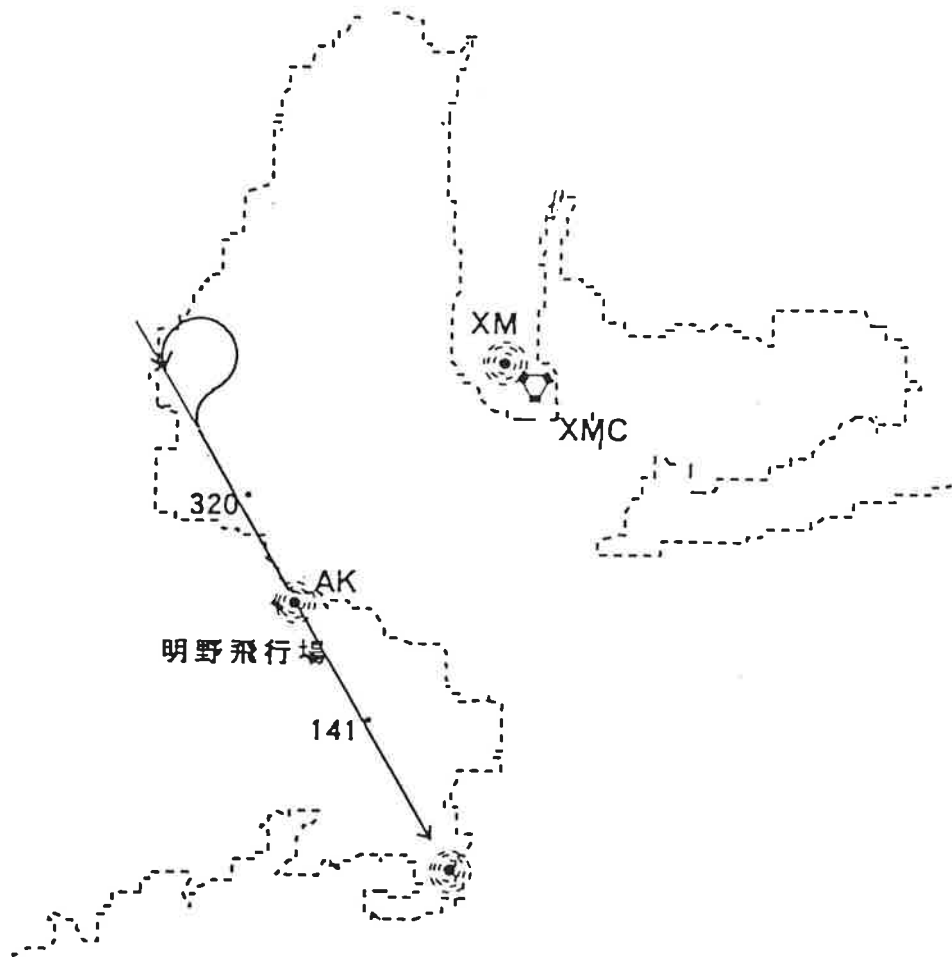
中部新国際空港に係る標準計器出発方式、標準到着経路及び待機経路





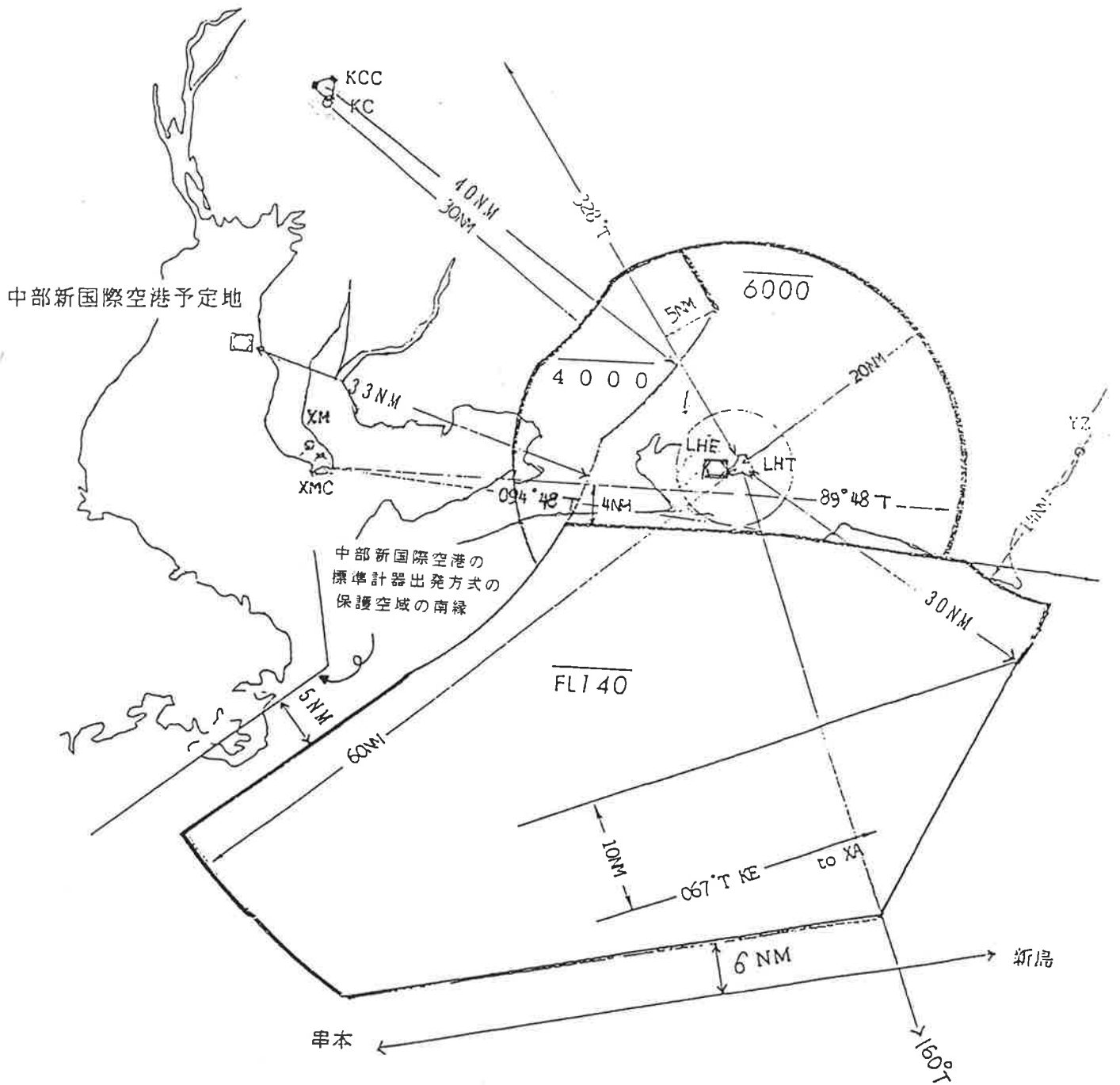
明野飛行場に係る標準計器出発方式

AKENO REVERSAL

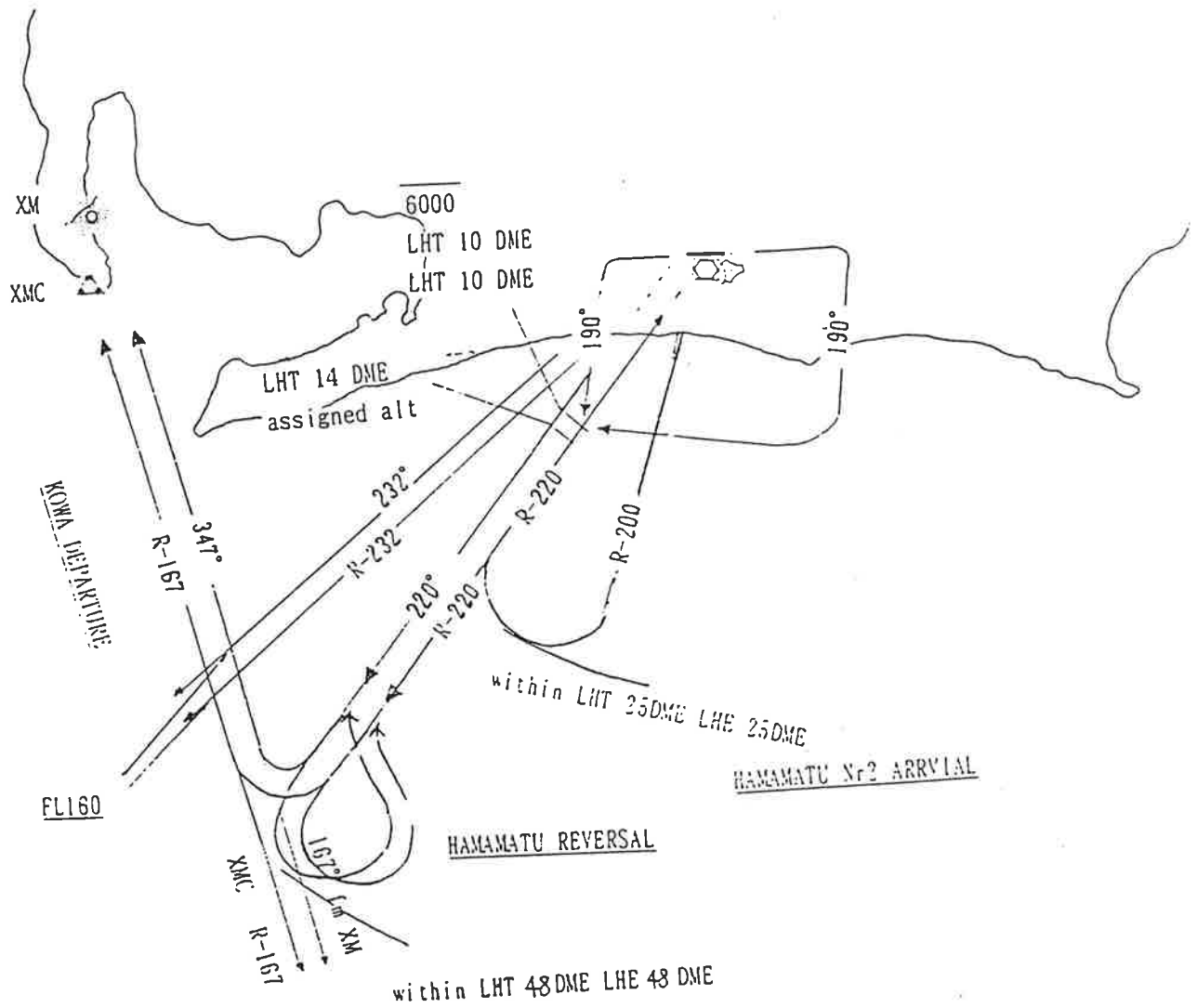




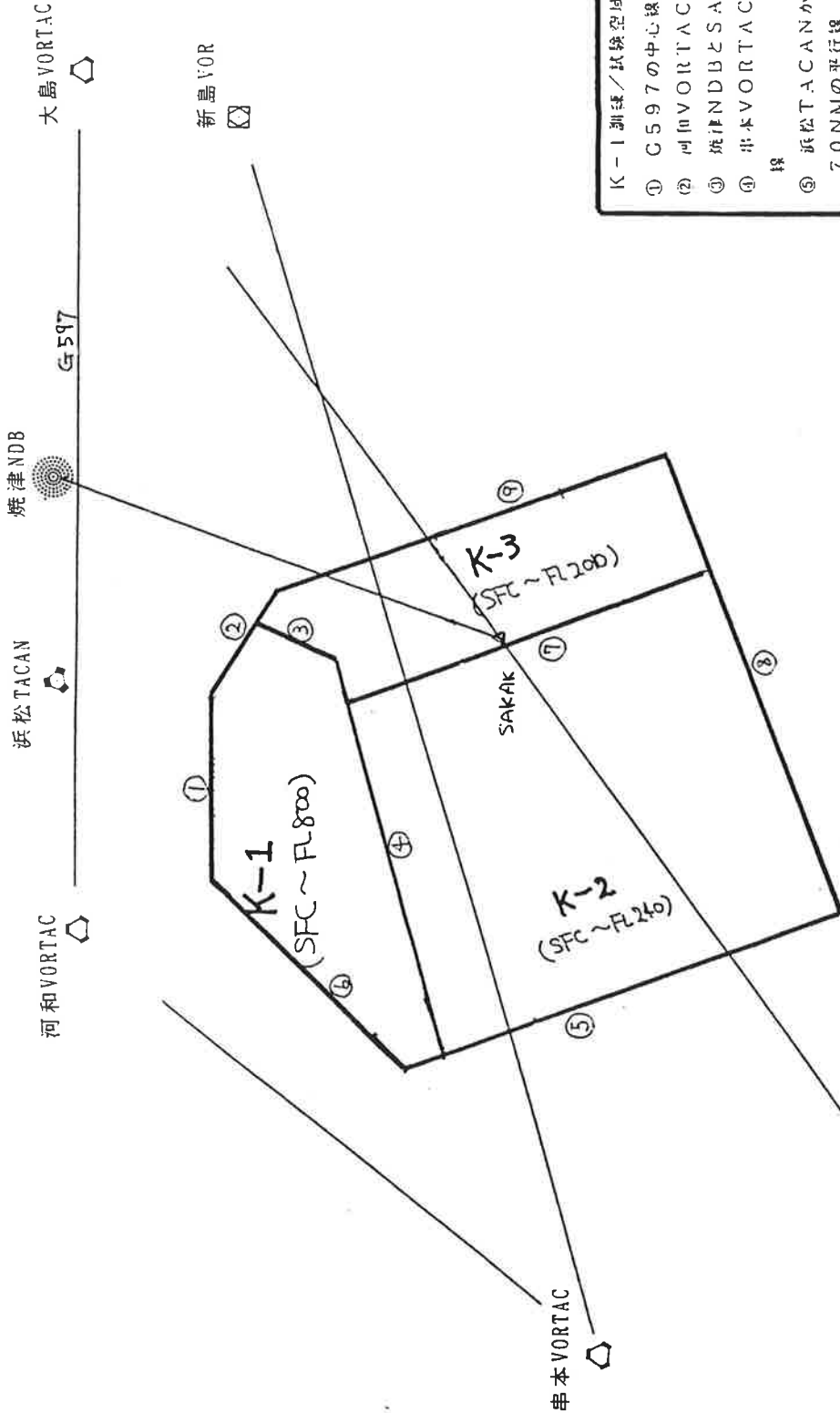
浜松進入管制区



浜松飛行場に係る標準計器出発方式及び標準到着経路



K訓練/試験空域



- K-1 訓練/試験空域
- ① C597の中心線から19NM南側の平行線
  - ② 河和VORTACから真方位120度の方向に伸びる直線
  - ③ 焼津NDBとSAKAKを結ぶ直線から10NM西側の平行線
  - ④ 串本VORTACと新島VORを結ぶ直線から9NM北側の平行線
  - ⑤ 浜松TACANから真方位160度の方向に伸びる直線から西側70NMの平行線
  - ⑥ 中部進入管制区との境界線及びその延長線

- K-2 訓練/試験空域
- ① 浜松TACANから真方位160度の方向に伸びる直線から西側18NMの平行線
  - ② 串本VORTACと新島VORを結ぶ直線上、串本VORTACを起点に反時計回りに5度の角度で伸びる直線から5NM北側の平行線
  - ③ 串本VORTACと新島VORを結ぶ直線上、串本VORTACを起点に反時計回りに5度の角度で伸びる直線から60NM南側の平行線
  - ④ 浜松TACANから真方位160度の方向に伸びる直線から西側70NMの平行線
  - ⑤ 串本VORTACと新島VORを結ぶ直線から9NM北側の平行線
  - ⑥ 焼津NDBとSAKAKを結ぶ直線から10NM西側の平行線

- K-3 訓練/試験空域
- ① 浜松TACANから真方位160度の方向に伸びる直線から西側18NMの平行線
  - ② 串本VORTACと新島VORを結ぶ直線上、串本VORTACを起点に反時計回りに5度の角度で伸びる直線から5NM北側の平行線
  - ③ 串本VORTACと新島VORを結ぶ直線上、串本VORTACを起点に反時計回りに5度の角度で伸びる直線から60NM南側の平行線
  - ④ 浜松TACANから真方位160度の方向に伸びる直線から西側70NMの平行線
  - ⑤ 串本VORTACと新島VORを結ぶ直線から9NM北側の平行線